資料１

令和９年就業構造基本調査の検討課題

－調査項目、調査方法－

Ⅰ　令和9年就業構造基本調査の調査項目

Ⅱ　令和9年就業構造基本調査の調査方法

Ⅲ　その他

総務省統計局労働力人口統計室

令和８年７月24日

令和９年就業構造基本調査の検討課題
－調査項目、調査方法－

Ⅰ　令和９年就業構造基本調査の調査項目
（１）　副業の個数・・・

Ⅰ　令和９年就業構造基本調査の調査項目

【参考】第25回（前回）雇用失業統計研究会
資料１から抜粋

（１）副業の個数　→　調査票における表記、調査事項の位置について再検討

【副業の個数を調査する意義】

「副業の個数」は、国民経済計算（JSNA）の雇用者報酬及び雇用者数の副業者に関する推計精度を向上させるための新規追加項目である。本件、第Ⅳ期基本計画（令和５年３月28日閣議決定）において、雇用者報酬に係る推計手法の改善が求められており、統計委員会国民経済計算体系的整備部会において副業の把握にかかる課題が指摘されていることも踏まえ、新規追加することとする。

＜論点１＞フリーランスを含む自営業としての副業の個数

・フリーランスを含む自営業としての副業は「個数」の考え方が分かりにくいとの指摘
　➢受託契約数のことか、「～業」としてやっている種類のことか
　➢回答者の考えでかなり誤差の多い調査になってしまわないか
　➢本業と同じようなことを副業でしている場合、それは副業ではないと考え、副業とは、何かという混乱を来す
・JSNAにおける雇用者報酬の精度向上には、雇用者としての副業の個数のみ把握できれば足りる

対応案

・主な仕事以外の仕事**（副業）の個数は、雇用者のみ把握**することとする。
・フリーランスを含む自営業としての副業の捉え方は、次回以降の調査における調査項目としての把握可能性、自営業としての副業の個数のニーズや、社会的情勢についても勘案し、引き続き検討する。

Ⅰ　令和９年就業構造基本調査の調査項目

【参考】第25回（前回）雇用失業統計研究会
資料１から抜粋

（１）副業の個数　（つづき）

＜論点２＞時間ベースでの副業の把握
単発・短時間の従事者の副業の把握

・時間ベースでの推計を行う場合、国民経済計算の推計に用いている「者数×１人当たり賃金」の枠組みに適用するには、平均的な労働時間を用いて時間数を者数に換算する必要。ただし、副業先の業種や役職によって労働時間のばらつきが大きい等、推計精度が低下する懸念。

・一方で、スポットワーク等の単発・短時間の従事者については、事業主と個人が直接労働契約を締結する形となり、副業先の個数を、「者数×１人当たり賃金」の枠組みに適用すると、過大推計につながる。

対応案

・時間ベースでの副業の把握は、推計精度が低下する可能性があることから導入については見送る。
・単発・短時間の従事者の副業について、本調査項目に限り、**「１か月以上の期間、継続して雇われている場合の事業所数」**を回答いただく。
　→毎月勤労統計では、①期間を定めずに雇われている者、②1か月以上の期間を定めて雇われている者を対象として平均賃金を算出。国民経済計算における雇用者報酬の算出には、この平均賃金を使用。これに乗ずるべき就業構造基本調査で把握する者数は、毎月勤労統計の対象者と定義をそろえ、その副業先の賃金を適切にカウントできるようにする。

Ⅰ　令和９年就業構造基本調査の調査項目

（１）副業の個数　（つづき）

【第25回（前回）雇用失業統計研究会での御意見等】

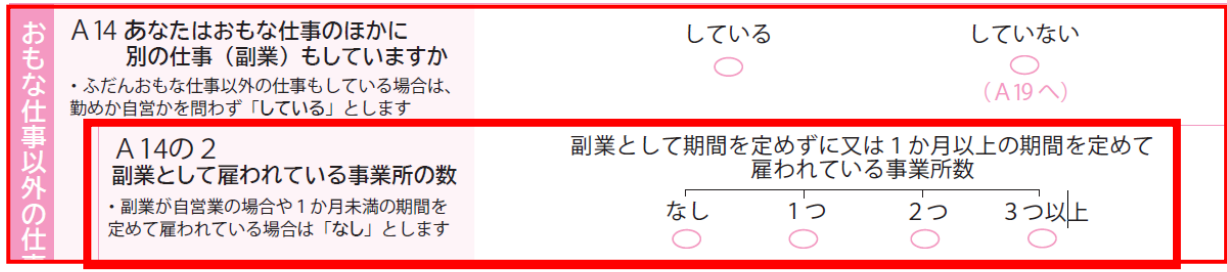
- 「１か月以上の期間 継続して雇われている場合の事業所数を記入してください」という補足説明の文言では、１か月以上既に雇われている人を対象に尋ねているように捉えられる懸念がある。
- 調査事項の位置について、追加する設問は事業所に限定されているが、既にA-15で雇用形態を選択しており、これらの設問を離さないような位置に移動してはどうか。

対応案

【前回研究会で提示した調査事項（案）】



【修正案】



○「副業の個数」は、雇用者として副業を行っている者のみ把握する。
○本調査項目に限り、「１か月以上の期間、継続して雇われている場合の事業所数」を回答いただく。

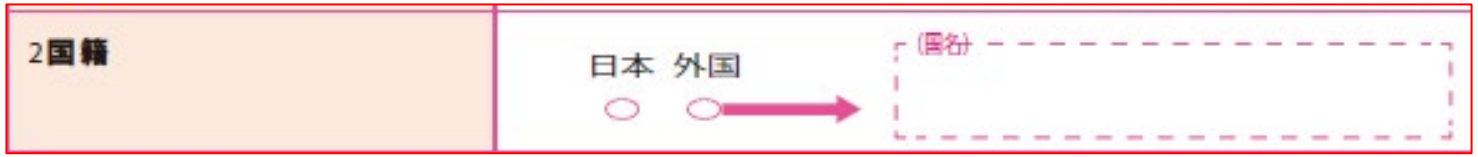
○「１か月以上の期間 継続」から「期間を定めずに」の表現を追加する。（毎月勤労統計調査における表現を参考）
○調査事項名や設問を定義が明確になるよう修正する。
○設問の位置を副業の有無（A-14）の直後に移動させ、おもな副業について尋ねるA-15以降の設問と切り離す。

Ⅰ　令和９年就業構造基本調査の調査項目

（２）国籍の把握　→　調査事項について再検討、精度確保の観点から標本設計方法について検討

【前回研究会で提示した調査事項（案）】

【国籍を調査する意義】
昨今の国内における外国人労働者数の増加に伴い、国籍別の就業状況を把握することは重要課題。



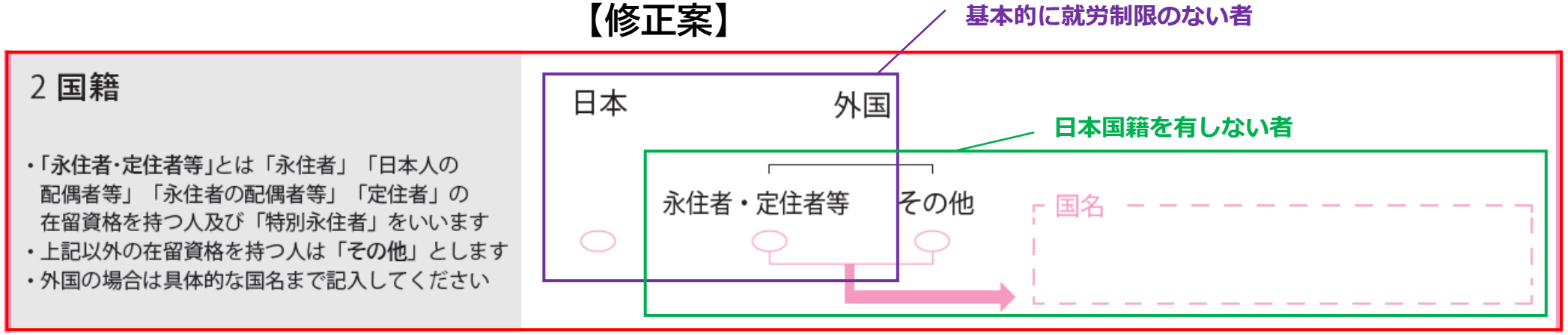
【調査事項追加に係る意義、調査事項について再検討】

- 近年では外国人労働者数が一貫して増加傾向にあり、その実態把握方法の確立が求められている。外国人の生活状況把握のための政府統計の充実については、「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（令和８年（2026年）１月23日外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議）」において、「政府統計等の中で、「国籍」、「在留資格」等が調査項目として採用されている統計は限られており、その実態を十分に把握することは困難な状況にある」旨が指摘されている。
- 令和９年就業構造基本調査において、国籍と在留資格に関する調査事項を追加するが、詳細な調査が可能な程度の十分なサンプルサイズを確保することが困難であるため、「日本」国籍を有する者、「外国：永住者・定住者等」及び「外国：その他」に区分し、あわせて、外国籍の場合は国名を把握することとする。

Ⅰ　令和９年就業構造基本調査の調査項目

（２）国籍の把握（つづき）

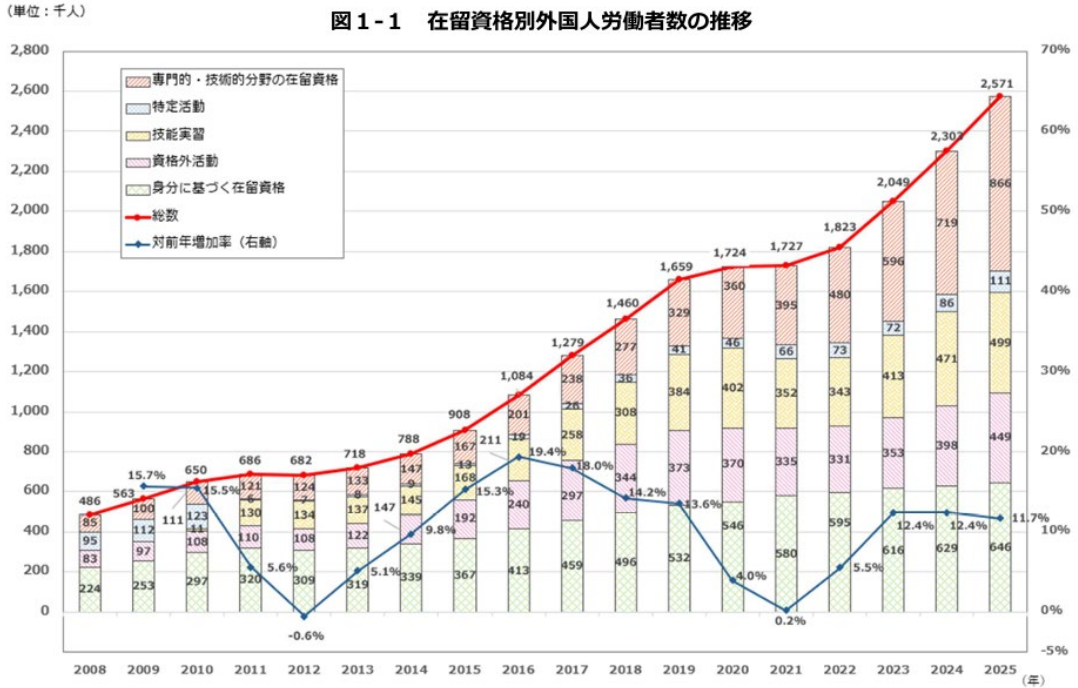
【修正案】



■　外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（令和8年（2026 年）１月23日外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議）

Ⅲ 外国人が日本社会に円滑に適応するための取組
５　その他
（4）外国人の生活状況に係る実態把握のための政府統計の充実等
　ⅰ 現状と問題点
・今後、外国人へのきめ細かな支援を実施していくに当たっては、政府統計や世論調査等に基づいて外国人の生活に係る実態を把握しておく必要がある。
・政府統計等の中で、「国籍」、「在留資格」等が調査項目として採用されている統計は限られており、その実態を十分に把握することは困難な状況にある。

図１－１　在留資格別外国人労働者数の推移



厚生労働省「「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和７年10月末時点）」より抜粋。

※ここでいう「身分に基づく在留資格」には「特別永住者」を含まない。
　なお、特別永住者の数は2025年末時点で約26.7万人。

Ⅱ　令和９年就業構造基本調査の調査方法

（１）外国人世帯を正確に把握するための標本設計

【参考】第25回（前回）雇用失業統計研究会
資料１から抜粋

＜論点１＞外国人世帯を正確に把握するための標本設計

・就業構造基本調査では、第１次抽出単位を国勢調査区、第２次抽出単位を世帯とし、それぞれの抽出単位を層化した後に抽出を行う層化２段抽出法
・上記抽出方法を変更し、外国人世帯を正確に把握するための標本設計を検討

対応案

・層化２段抽出の第１次抽出（調査区の抽出）として、調査区の層別基準に「外国人世帯が１以上の調査区」を追加。
・層化２段抽出の第２次抽出（調査区内の世帯の抽出）として、住民基本台帳等の行政情報から日本人、外国人世帯別に層化。
・上記、第２次抽出（調査区内の世帯の抽出）については次ページの案１～案３を検討中。

Ⅱ　令和９年就業構造基本調査の調査方法

（１）**外国人世帯を正確に把握するための標本設計**（つづき）

【参考】第25回（前回）雇用失業統計研究会
資料１から抜粋

◆層化２段抽出の層化区分に「外国人世帯が１以上の調査区」の区分を追加。層化抽出として、以下の３案が想定

	層化2段抽出の概要	メリット	デメリット
案１	◆「外国人世帯」の層は「外国人世帯のみを対象とする調査区」（調査区内の外国人世帯は悉皆調査）とし外国人世帯と日本人世帯の調査区を完全分離 ※この場合、調査区の概念にとらわれない調査エリアとする方法もある	◆外国人世帯が最も多く把握可 ◆「外国人世帯」の層以外は、実査上、外国人世帯の対応を考慮する必要な し ◆「外国人世帯」の層のうち、外国人用の社宅・借上げ住宅の場合は、市町村が雇主企業・会社に事前の協力依頼を行うことにより、円滑な調査が可能	◆「外国人世帯」の層の調査員配置が難航する懸念（外国人世帯調査の特殊性・困難性、調査エリアが点在し行動範囲が広範など） ※その一方で、左記の3つ目の◆の協力依頼により、雇主企業・会社による代理回答の可能性も期待。この場合、調査員配置は必要なしの可能性
案２	◆「外国人世帯」の層であっても、１つの調査区内で「外国人世帯」と「日本人世帯」の双方を抽出 ◆調査区内の「外国人世帯」は、悉皆or抽出率は日本人世帯より高め	◆外国人世帯が多く含まれる調査区では、上記案１のメリットのうち、１つ目と３つ目の◆が該当	◆外国人世帯が多く含まれる調査区では、上記案１と同様のデメリットが見込まれる ◆外国人世帯と日本人世帯の抽出率が異なることの不整合
案３	◆「外国人世帯」の層であっても、１つの調査区内で「外国人世帯」と「日本人世帯」の双方を抽出 ◆調査区内の「外国人世帯」と「日本人世帯」の抽出率は同率。ただし、外国人世帯のうち、回答不能世帯は他の外国人世帯から代替抽出	◆「外国人世帯」の層について、調査員活動における外国人世帯への対応が３つの案で最も少ない	◆外国人世帯の抽出数が３つの案で最も少なくなる見込みで、外国人結果は、全国結果であっても、結果精度の観点で懸念

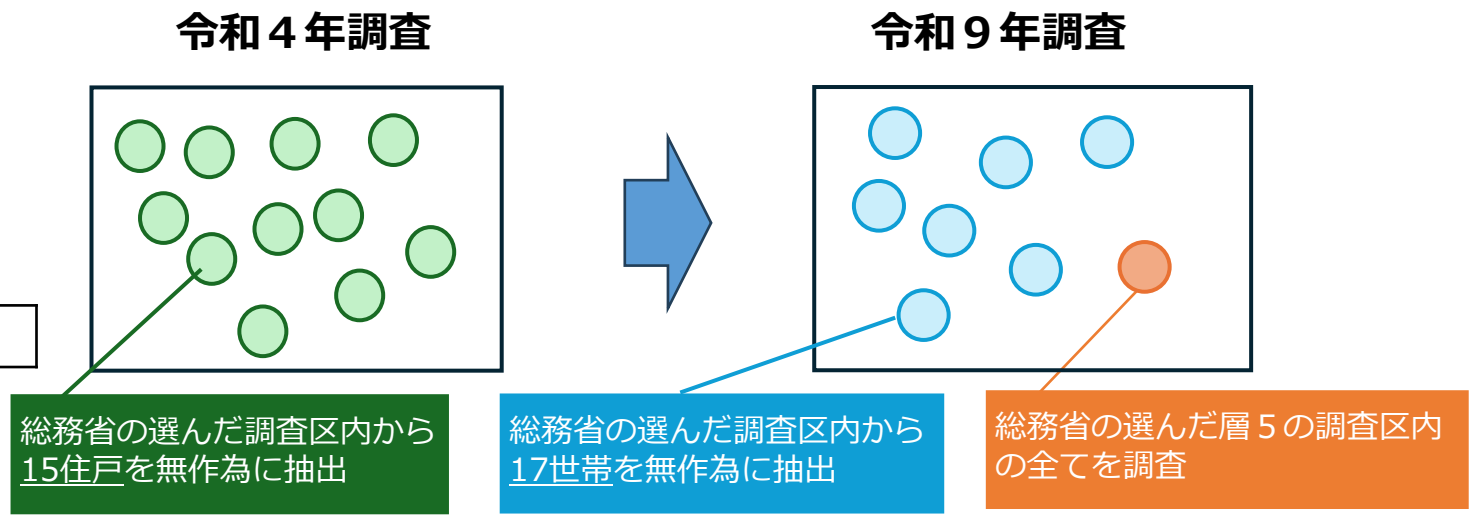
Ⅱ　令和９年就業構造基本調査の調査方法

（１）外国人世帯を正確に把握するための標本設計（つづき）

対応案

- 令和4年就業構造基本調査では、令和2年国勢調査の調査区を6つに層化して対象調査区を抽出していた。
- 令和9年就業構造基本調査では、外国人の就業・不就業の実態を明らかにするために、15歳以上の外国人を含む世帯（以下「外国人世帯」という。）を確実に捕捉し、表章していく必要があるところ、**外国人世帯数が一定数よりも多い調査区を新たな層として全体を7層**とする。
- 各調査区に含まれる外国人世帯数は令和7年国勢調査結果から把握できるため、層化はできるが、令和7年国勢調査の各調査区の調査世帯一覧のみからでは外国人世帯を特定することはできない。このため、**新たな層に含まれる調査区は悉皆調査**とする。

層	世帯数
層１：人口が０の調査区	―
層２：世帯数が17以下の調査区	17世帯
層３：学生の寮・寄宿舎のある調査区	17世帯
層４：病院・療養所及び社会施設のある調査区	17世帯
追加 層５：外国人世帯が一定数以上の調査区	悉皆
層６：給与住宅のある調査区	17世帯
層７：上記以外の調査区	17世帯



Ⅱ　令和９年就業構造基本調査の調査方法

（２）準備調査の変更

- 令和４年就業構造基本調査の準備調査では、空き家を含めた調査区内の全ての住戸を訪問し、調査区要図と名簿を作成。市町村は準備調査時点から実際の訪問までに空き家に新たな世帯が入居する可能性を考慮し、空き家を含めた調査対象住戸を抽出。
- 令和９年就業構造基本調査の準備調査では、**住戸ではなく世帯を抽出対象**とする。**住民基本台帳を活用する市町村は現地確認を省略して名簿を作成**。住民基本台帳の活用を行わない市町村は調査区内の全ての世帯を訪問し、調査区要図と名簿を作成。この際、空き家の把握は不要とする。
- 令和９年調査の調査票の配布の段階では、準備調査時点の情報を基にし、空き家を訪問して確認することは省略。

令和４年調査

準備調査

- 調査員が、対象調査区内の**全ての住戸**をくまなく訪問し、調査区要図・名簿（空き家を含む）を作成
- 市町村が、名簿から空き家を含めた調査対象**住戸**を抽出

調査票の配布

- 調査対象世帯に対し、調査書類を配布（空き家の場合は配布しない）
- 調査の趣旨説明とともに15歳以上世帯員数を聞き取りにより把握

令和９年調査

住基利用

- 都道府県（調査員及び指導員を含む。）が、住民基本台帳を利用し、名簿を作成
- 市町村が、名簿から調査対象**世帯**を抽出**（層５は全世帯を抽出）**

※ 調査員の訪問による調査区要図・名簿の作成は省略

（※）住基情報と居住実態に大きな乖離が見込まれる地域については、住基のみによる名簿作成を控えるなどの留意が必要

住基利用せず

- 調査員が、対象調査区内の**全ての世帯**をくまなく訪問し、調査区要図・名簿を作成
- 市町村が、名簿から調査対象**世帯（層５は全世帯を抽出）**

※ 世帯抽出により空き家の把握は不要

- 調査対象世帯に対し、調査書類を配布
- 調査の趣旨説明とともに15歳以上世帯員数を聞き取りにより把握

※ 空き家抽出対象への訪問は不要

Ⅲ　その他

（１）調査票表紙

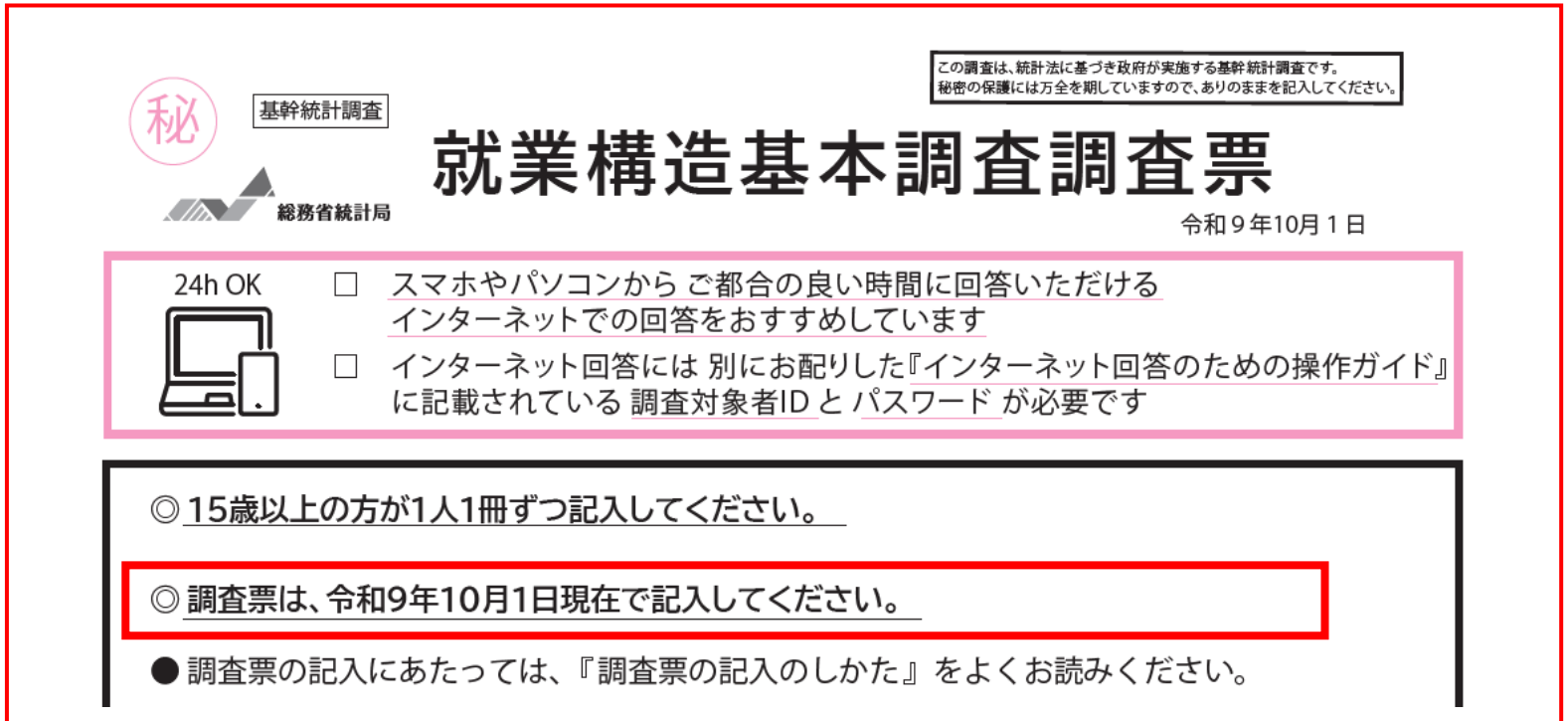
【第24回（前々回）雇用失業統計研究会での御意見】

- いつ時点を現在と捉えるかは重要なため、冊子型調査票の表紙に「令和９年10月１日現在」と入れた方がよい。

対応案

- 表紙に「調査票は、**令和９年10月１日現在**で記入してください」の注意書きを追記

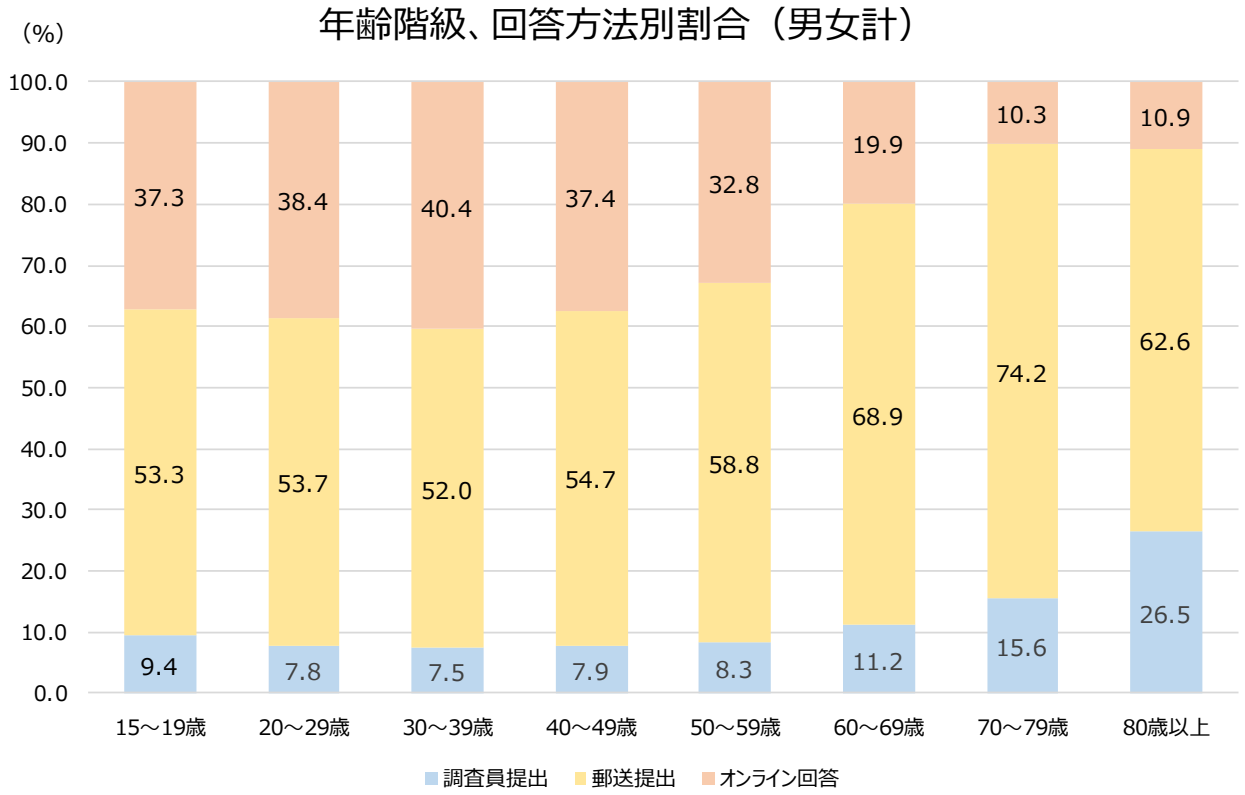
【調査票表紙イメージ】

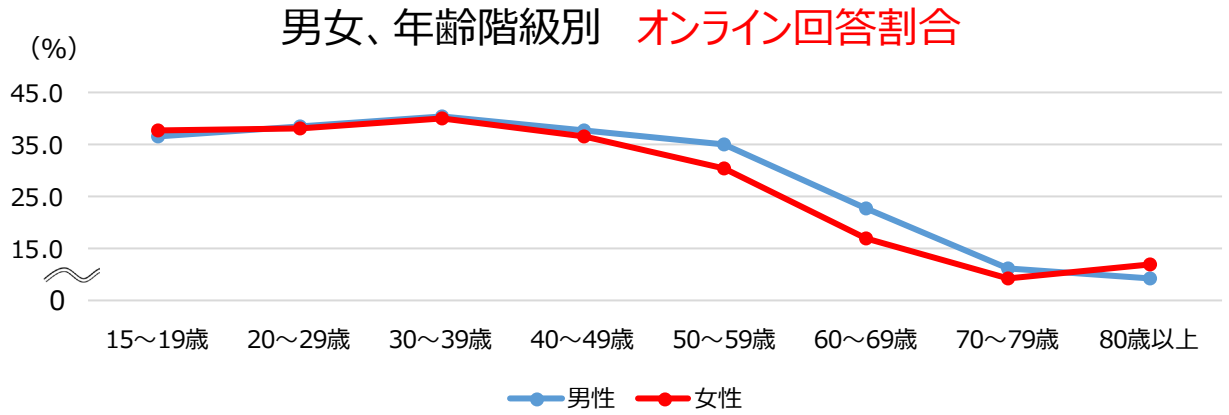


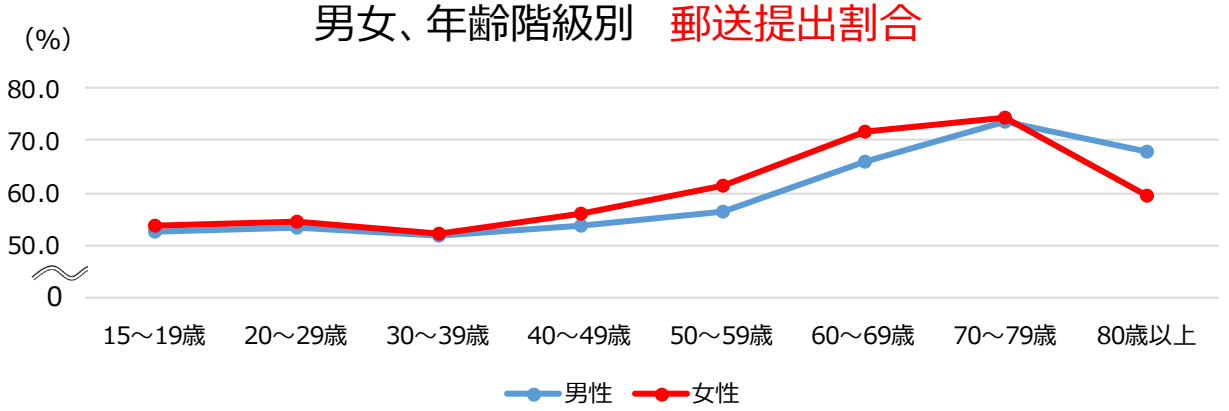
（２）統計委員会の答申で示された課題への対応（郵送提出の導入による影響の検証）

【第25回（前回）雇用失業統計研究会での御意見】

- 統計委員会への回答については、郵送提出と封入提出、調査員への提出とで、属性別にも結果が違うというようなことを見せる必要があるのではないか。







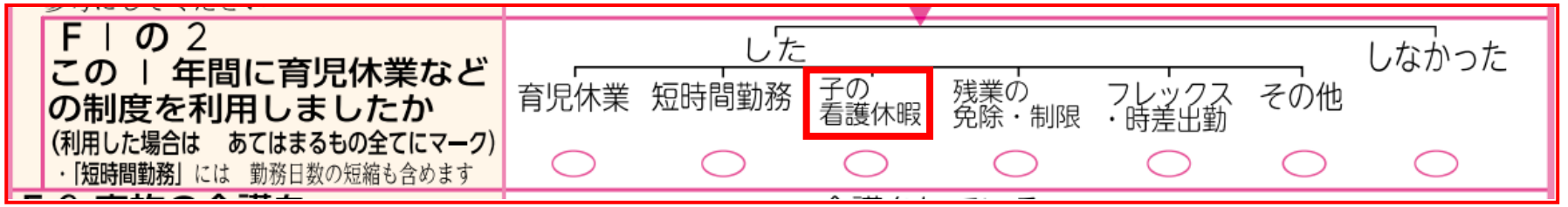
（３）育児休業等制度の種類の設問の一部変更

- 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和６年法律第42号）により、育児・介護休業法において、子の看護休暇を子の行事参加等の場合も取得可能となり、法令上の名称が「看護『等』休暇」に改正

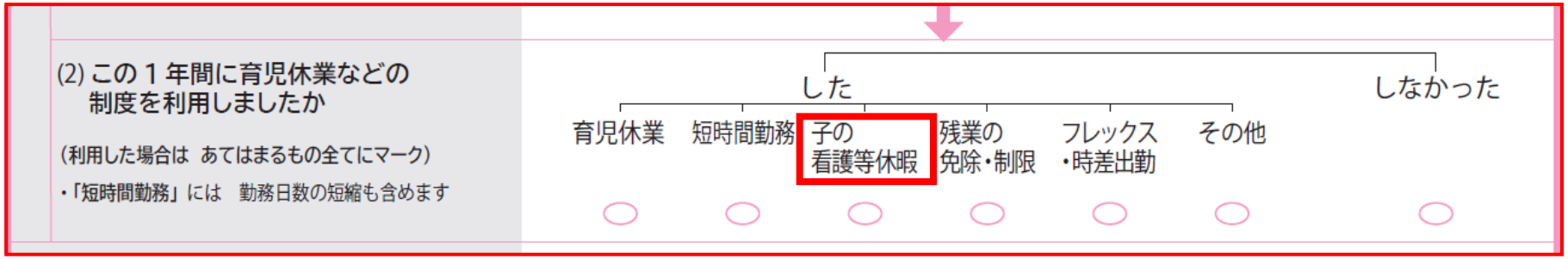
対応案

- 法令上の名称変更に伴い、育児休業等制度の種類に関する設問に関する選択肢「看護休暇」を**「看護等休暇」に変更**

【令和４年】



【変更案】



Ⅲ　その他

（４）削除する統計表の見直しについて

【参考】第25回（前回）雇用失業統計研究会 資料１から抜粋

調査項目「契約更新の回数」廃止に伴い、以下の統計表を削除
地域結果　第８－３表　男女、年齢、教育、従業上の地位・雇用形態、雇用契約の更新回数別人口（雇用者（会社などの役員を除く）（雇用契約期間の定めがある））

【調査項目「契約更新の有無・回数」廃止に伴う結果表への影響について再確認】

【全国結果】

第56表、第57表、第58表、第59表

分類事項「契約更新の回数」を削除した場合、第56表及び第57表は、別の表（第11-３表）で同内容の情報が見られるものがあり、不要

【全国結果】

第56表、第57表、第58表、第59表

- **第56表、第57表：削除**
- 第58表、第59表：継続

【地域結果】

第８-３表

「契約更新の回数」廃止に伴い、当該表を削除した場合、この統計表でしか見ることができない区分の内容のものがあり、情報が欠落してしまう。
（雇用契約期間の定めありにおける雇用形態別雇用者数）

【地域結果】

第８-３表

- **第８-３表：削除**
- **第８-２表：雇用形態別の分類を追加**

（４）**削除する統計表の見直しについて**（つづき）

（参考）廃止する「契約更新の回数」を集計している統計表一覧（赤字は削除予定の統計表）

【全国結果】

第11-3表　男女、配偶関係、教育、従業上の地位・雇用形態、雇用契約期間の定めの有無、産業、年齢別人口（雇用者（会社などの役員を除く））

第56表　男女、教育、雇用契約期間の定めの有無、**雇用契約の更新回数**、年齢別人口（雇用者（会社などの役員を除く））

第57表　男女、雇用契約期間の定めの有無、**雇用契約の更新回数**、産業、従業上の地位・雇用形態別人口（雇用者（会社などの役員を除く））

第58表　男女、雇用契約期間の定めの有無、**雇用契約の更新回数**、職業、従業上の地位・雇用形態別人口（雇用者（会社などの役員を除く））

第59表　雇用契約期間の定めの有無、**雇用契約の更新回数**、従業者規模、経営組織、男女別人口（雇用者（会社などの役員を除く））

【地域結果】

第８-２表　男女、年齢、教育、雇用契約期間の定めの有無別人口（雇用者（会社などの役員を除く））

第８-３表　男女、年齢、教育、従業上の地位・雇用形態、**雇用契約の更新回数**別人口（雇用者（会社などの役員を除く）（雇用契約期間の定めがある））

第９表　男女、年齢、教育、雇用契約期間の定めの有無、継続就業期間、従業上の地位・雇用形態別人口（雇用者（会社などの役員を除く））